

最近実施した主な施策について

平成26年3月14日  
商務流通保安グループ  
鉦山・火薬類監理官付

平成24年度下半期及び平成25年度に取り組んだ火薬類取締法関連の主な施策等は以下のとおり。

1. 動物生態調査用遠隔測定発信機に係る規則及び告示改正（平成25年2月13日）  
動物に取り付けて生態調査を行う発信器について、使用実態を考慮した消費の技術基準を規定するとともに、無許可消費や庫外貯蔵（告示）といった規制緩和を行った。
2. 指定試験機関の名称変更に係る省令及び告示改正（平成25年4月25日）  
全国火薬類保安協会が平成25年4月1日に公益社団法人に移行したことに伴い、火薬類取締法で定められる指定試験機関として、名称変更の告示及び免状交付申請書等様式の変更を行った。
3. 適用除外火工品審査実施要領（内規）の制定（平成26年4月を予定）  
火薬類取締法第2条に基づく同法施行規則第1条の4第7号の規定により、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する際の安全性を適切に評価するための審査手続、試験方法及び判定基準を定めた。
4. 適用除外火工品の指定（平成26年3月7日）  
火薬類取締法第2条に基づく同法施行規則第1条の4第7号の規定により、火薬類取締法の適用を受けない火工品として、新たに着用型自動除細動器に用いられる導電性薬液射出装置を追加するとともに、既に指定されている消火用ガス発生器について、薬量を増加する告示改正を行った。